

# 食育推進活動支援事業実施要綱

平成 28 年 3 月 7 日

27 産労農安第 1017 号

一部改正 令和 3 年 3 月 1 日

2 産労農安第 1310 号

## (目的)

第 1 この事業は、都が定めた東京都食育推進計画（平成 18 年 9 月 15 日付 18 産労農食第 567 号）に基づき、都内における食育の取組を一層推進していくことを目的とするため、都民を対象に実施する区市町村及び団体等の食育推進活動支援に関する基本的な事項を定める。

## (事業の内容)

第 2 都は、第 1 の目的を達成するため、区市町村の活動及び公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が行う食育推進民間団体を対象とした助成活動の支援を行う。

## (事業実施主体等)

第 3 事業実施主体及び助成の対象者は、次のいずれかとする。

区市町村食育推進活動支援事業	広域食育推進民間活動支援事業
<p>(事業実施主体)</p> <p>区市町村（但し、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条に定める区市町村食育推進計画又はそれに準じた計画を策定済み若しくは策定に向けた具体的な検討を行っている区市町村）</p> <p>（区市町村が、この補助金を財源として、本補助金の目的に従って給付金を交付する場合の助成の対象者）</p> <p>所在地を有する区市町村内において、当該区市町村民を対象に活動する協同組合、非営利活動法人等の団体、又は次のアからウのすべてに該当し、知事が特に必要と認める団体（特認団体）</p> <p>ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある。</p> <p>イ 3 者以上の個人又は法人で構成されている。</p> <p>ウ 代表者の定めがある。</p>	<p>(事業実施主体)</p> <p>財団</p> <p>(助成の対象者)</p> <p>幅広い世代の都民を対象に複数の分野に渡り活動する食育推進民間団体であって、東京都内を住所地とする下記に挙げる団体</p> <p>(1) 農業協同組合（連合会を含む。）</p> <p>(2) 漁業協同組合（連合会を含む。）</p> <p>(3) 事業協同組合（連合会を含む。）</p> <p>(4) 商店街振興組合（連合会を含む。）</p> <p>(5) 商工組合（連合会を含む。）</p> <p>(6) 消費生活協同組合（連合会を含む。）</p> <p>(7) 財団等の公益法人</p> <p>(8) 学校法人</p> <p>(9) 特定非営利活動法人</p> <p>(10) 地方食品産業協議会</p> <p>(11) 次のアからウのすべてに該当し、知事が特に必要と認める団体（特認団体）</p> <p>ア 定款等、組織運営に関する規約の定めがある。</p> <p>イ 3 者以上の個人又は法人で構成されている。</p> <p>ウ 代表者の定めがある。</p>

(事業実施要件)

第4 下記に掲げる事項に該当する活動は、補助の対象となる事業と認めない。

- (1) 都民を事業の対象としていない活動
- (2) 専ら営利を目的としたもので公益性に欠く活動
- (3) 活動対象が事業を実施する団体の会員等に限定された活動

(審査)

第5 知事は、第3に規定する区市町村食育推進活動支援事業について、支援対象の審査等を行うため食育推進活動支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、開催する。

2 審査委員会に必要な事項については、別に定める。

3 財団は、第3に規定する広域食育推進民間活動支援事業について、助成対象を決定するにあたって審査会を設置し、審査しなければならない。

(助成措置)

第6 知事は、別に定めるところにより毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について助成するものとする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 令和3年度広域食育推進民間活動支援事業については、改正前の第5の1により都が設置する審査委員会の審査に基づいて実施することができる。